

入札説明書

1. 入札件名	史跡郡山城跡整備基本計画策定支援業務
2. 納入場所	大和郡山市役所3階 まちづくり戦略課
3. 納入期限	令和8年3月27日(金)午後5時
4. 開札日時	令和7年7月11日(金)午後3時
5. 開札場所	大和郡山市役所3階 まちづくり戦略課
6. 入札書の記載方法	入札書には、仕様書記載の業務を行う上で必要となる、すべての経費を含めた金額を記載すること。但し、消費税額及び地方消費税額は含めないこと。
7. 書類を提出する場所及び問合せ先	以下特記のない限り、書類の提出先及び問い合わせ先は以下のとおりとする。 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 文化財保存活用係 電話:0743-53-1151(内線733) FAX:0743-53-1049 メールアドレス:senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp 入札に必要な書類等については、市公式ページよりダウンロードすること。
8. 仕様等への質問及び同等品申請	本入札の内容について質問がある場合は、次のとおりFAXまたは電子メールにて提出すること。 ア 提出期限 令和7年7月3日(木) 正午まで イ 提出場所 7に同じ ウ 提出先アドレス 7に同じ ※ 回答については、令和7年7月4日(金)正午までに、市ホームページに掲載する。
9. 入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 過去2年間に於いて官公庁発注の国指定史跡の整備基本計画の策定または同支援業務の受注実績が数回以上あること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (4) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

10. 入札参加資格の確認方法	この入札に参加を希望する者は、9に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記の①～③の必要書類を提出しなければならない。 なお、期限までに規定の必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。 (1)提出書類 ① 条件付一般競争入札参加申請書 ② 受注実績表(当該契約書等の写しを添付) ③ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 (2)提出期間 令和7年6月27日(金)午後3時まで (3)提出場所 7に同じ (4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。 (5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和7年6月30日(月)午後5時までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を電子メールにより通知する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由 (6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。
11. 入札条件等	(1)入札保証金 大和郡山市契約規則第6条各号に該当する者は免除とする。 (2)契約保証金 大和郡山市契約規則第22条に該当する者は免除とする。 (3)契約書作成の要否 要 (4)支払条件 納入が適正に行われた後、落札者による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとする。 (5)予定価格 5,357,000円 (6)最低制限価格 設定なし ※大和郡山市契約規則抜粋 (一般競争入札の入札保証金の免除) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (契約保証金の免除) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)(2) 省略 (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結しこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4)～(7) 省略

12.入札上の注意	(入札の基本的事項) 入札者は、地方自治法(昭和22 年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和2 2年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法) 入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て)をもって落札金額とする。 (入札書の金額の数字) 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入すること。 (入札書の記載事項の訂正) 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めない。 (入札の辞退) 1 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を「7」に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認める。この場合、入札を辞退する者は、辞退届を「7」に提出すること。 2 辞退届を提出して入札を辞退した場合において、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはない。 (入札執行回数) 入札執行回数は、1 回とする。 (入札書等の提出方法) 1 当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市長が指定する記載方法の封筒へ封入し、令和7年7月11日(金)正午を必着として、簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。 2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。 (無効の郵便入札) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。この場合、無効とした入札書等は返却しない。 (1) 市長が定める入札条件に違反した入札 (2) 入札書に記名押印のない入札 (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (4) 同一の入札参加者が2 通以上の入札書を提出した入札 (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札 (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札 (7) 簡易書留郵便以外の方法による入札 (8) 入札書以外のもの(金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く)が同封された入札 (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札 (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札 (開札) 1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行する。 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。 3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日)の午後5時までに「7」担当係へ申し出ること。 (入札の延期、中止及び取消し) 郵便入札において、郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行う。 (落札者の決定) 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載する。なお、落札者がいない場合は最低価格提示業者と協議するものとする。 (契約書の提出) 落札者は、落札の通知を受けたときは、その日を含めて5日以内(大和郡山市の休日を定める条例に掲げる日を除く。)に、契約書を作成し、記名・押印の上、担当課へ提出すること。 (落札の無効) 前項の契約書提出がない場合は、当該落札を無効とする。 (異議の申し立て) 入札参加者は、入札後において、この入札仕様その他入札の内容の不明等を理由として異議を申し立てることはできない。
-----------	--

13.入札書の提出について

- 1 入札書を提出する封筒の記載方法
入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

※

中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

見本

簡易書留
郵便相当
額の切手

〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市都市建設部
まちづくり戦略課 文化財保存活用係
大和郡山市市長 上田 清 様

簡易書留

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	史跡郡山城跡整備基本計画策定支援業務
納入場所	大和郡山市役所3階 まちづくり戦略課
開札年月日	令和7年7月11日(金)午後3時
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲

印

印

印

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市都市建設部
まちづくり戦略課 文化財保存活用係
大和郡山市市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	史跡郡山城跡整備基本計画策定支援業務
納入場所	大和郡山市役所3階 まちづくり戦略課
開札年月日	令和7年7月11日(金)午後3時
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

AB0123	小切手	5678 0123-456
支払地〇〇市〇〇〇丁目		
株式会社 〇〇銀行〇〇支店		
¥ 10,000,000 ※		
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 殿へ お支払ください。		
平成〇〇年〇月〇日	株式会社〇〇銀行 〇〇支店	
振出地 〇〇市	支店長 〇 〇 〇 〇 印	

※ 横線必要

(例) ※ 持参人

(注) ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。

②持参人であること。

③振出日から5日以内であること。